

フィンランド：Rikosuhripäivystys (Victim Support Finland-RIKU)

RIKU (リーナ=カイサ・オーベルさん)： 私たちは「Rikosuhripäivystys」、RIKU (フィンランド被害者支援協会) です。私たちの使命は、犯罪被害者、その家族、そして目撃者証人の立場を改善することです。そのために、支援サービスの提供とアドボカシー (政策提言) 活動の両方を行っています。実務では多くの課題や制度上の問題があります。制度をより良くするための政策提言活動が非常に重要だと考えています。私たちの活動の大部分は、実際の利用者の支援と援助という具体的な業務です。これは、EU で定められた「犯罪被害者の権利に関する指令 (EU Victims' Rights Directive)」に基づいています。さらに、フィンランドでは「社会保健団体支援センター (STEA)」という助成機関が社会福祉・保健分野の団体に助成を行っており、私たちの「人身取引被害者特別支援サービス」も資金を受けています。

RIKU は独立した協会ではなく、フィンランドの主要な団体や教会が 31 年前に RIKU を設立し、フィンランド赤十字社や救世軍といった全国的組織が運営基盤として関与しています。RIKU はこれらの団体のネットワークを他の組織との協働にも活用しています。それでは、私たちの活動規模についてご紹介します。

RIKU：ここ 4 年間、利用者数は増加し続けています。フィンランドの人口 (約 560～570 万人) 規模で見れば、欧州水準に見合う十分なサービスを届けています。ただし、表面化しない被害が多いことも承知しています。そのため、移民コミュニティ、リスク群、少数者などにも届くよう、多くの取り組みが必要です。私たちの支援は、被害届 (刑事告訴) を出していない人にも開かれており、その前段階でも相談できます。多くの方は被害届を提出していません。

利用者の約 4 分の 3 は女性です。主な相談類型は、DV と性犯罪です。男性の性暴力被害もあります。私たちの支援は背景に関わらず、すべての人を対象にしています。増加への転換点は 2016 年で、EU 被害者権利指令の国内実施が行われたため、それに伴い国家からの資金提供が始まり、拡充された財源が利用者数の増加に直結しました。

長期支援の件数です。およそ 1 万人が継続的な支援関係 (ケースワーク) にあります。それ以外は単発相談 (1 回だけの電話やチャットなど) です。長期ケースでは複数回のやり取りが続き、場合によっては半年～1 年に及ぶこともあります。

職員数 (フルタイム換算) です。人身取引被害者の特別支援には、現在も複数の専任職員が配置されています。さらに各種の開発・実証プロジェクトも行っています。残念ながら、やや減少傾向で、これは国内の厳しい経済状況により、国の助成が削減されているためです。削減幅が小さくても、インフレでコストは上がっており、助成の最終判断は政府の担当大臣のため、先行きは見通せない状況です。

私たちには大規模なボランティア基盤があり、ボランティアは約 600 人です。ボランティアは非常に重要な資源です。私たちのモデルでは、裁判に付き添う「付添い支援員」を派遣

し、心理的支えとなります。裁判は丸1日、時には数日に及ぶため、多くの時間を要します。

電話相談体制です。利用者が直面している犯罪類型の内訳ですが、全体の約半数は各種の暴力犯罪に関するものです。最大のカテゴリーはDVと性犯罪です。両者を合わせると全体の3分の1超を占めます。

RIKU (リーナ=カイサ・オーベルさん)：経済的な問題やいじめに関連するさまざまなトラブルがあります。個人のプライバシーを侵害する情報、つまり名誉毀損のようなものです。DV以外の一般的な暴行事件も含まれます。

RIKU：ここでは主要なグループのみを示しています。毎年、殺人被害者の遺族・近親者の相談が数百件あります。ただ、割合としては小さいため、グラフ上では目立ちません。次に、さまざまな財産犯(盗難、強盗、詐欺)があり、全体の約12%で、オンラインで発生するケースが増えています。日本でも同様に、インターネット詐欺が問題だと思います。例えば「ロマンス詐欺」が多数あります。被害額が非常に大きく、数万～数十万ユーロを失う例もあります。こうした被害は近年大きく増加しています。投資詐欺では実体のない商品に投資させられる事例が見られます。

在籍職員は概ね70～80名です。これはFTE(人員換算)ではなく実人数で、パートタイムも含まれます。私たちの活動エリアは地域ブロックによって分かれています。こちらがフィンランド国内の区割りです。北部地域(ラップランド等)は面積が非常に広い反面、人口はまばらで約66～67万人にとどまります。サービス拠点は22か所ですが、二重拠点の地域があり、オフィスの実数は24です。最北の拠点はラップランドのイヴァロです。観光が盛んなため、旅行者が被害に遭うケースもあります。私たちのサービスは滞在中の外国人(旅行者・労働者)にも提供されます。直近で設置した拠点はオーランド諸島のマリアンハムン(マリーヤンハミナ)です。オーランドは自治領で、公用語はスウェーデン語ですが、すべてのサービスはフィンランド語とスウェーデン語で提供が可能で、必要に応じて通訳を利用します。

昨年は拠点が約30ありましたが、助成減により縮小しました。これ以上は減らせません。ボランティアは全国におり、地方裁判所は各地にあるため、どこでも付添い支援ができる体制が必要だからです。フィンランドでは地方裁判所の法廷が30超の都市で開かれます。全国をカバーし調整するのは大きな課題です。すべての裁判に必ず付添人を手配できるとは限りませんが、多くの場合は手配できています。オンライン専任のボランティア制度を整備中で、全国どこからでも遠隔支援できるようにしています。

具体的な提供サービスの説明に移ります。あわせてアドボカシーや開発事業についても触れます。サービス提供に加え、政策提言や開発の取り組みが不可欠で、これらがあってこそ支援が機能します。

私たちには「116 006」という番号があります。これはEU各国(ほぼすべて)で導入されている共通番号です。EU域内ならどこにいても、被害に遭ったら「116 006」に電話すれば被害者支援につながる、というものです。例えばドイツでかければ、基本はドイツ側のサー

ビス（ドイツ語）につながります。当方のオペレーターの多くは英語対応が可能です。必要であれば通訳も手配します。たとえばスペインで被害に遭ったフィンランド人向けには、別の番号（040～で始まる）を用意しています。スペインで「116 006」にかけるとスペイン側につながるためです。フィンランド在住者が海外で被害に遭い、母語（フィンランド語）で相談したい場合や、帰国後の継続支援が必要な場合があります。重要なのは、現地でも帰国後でも支援が受けられることで、これは、手続きが二国間にまたがることが多いためです。私たちは欧州の被害者支援ネットワークと緊密に連携しています。必要に応じて各国の支援機関へつなぎます。ただし、日本の刑事手続の詳細までは把握していません。それでも、対話による心理的・情緒的な支援は提供できます。母語で話したいという希望にも配慮します。日本に一時滞在中で、その後フィンランドに戻る場合は、帰国後こちらで支援できますので、日本側での支援窓口の連絡先情報を交換できると助かります。

公的機関同士は警察経由で連携しますが、被害者支援機関同士が互いを把握していることも重要です。欧州では国境を越えるケースが非常に多いのです。大規模なテロでも、多数の外国人が被害に遭い、帰国後も引き続き支援が必要になります。

弁護士による電話法律相談もあります。これは月～木の夕に1日2時間のみ開設しています。ボランティアの弁護士が電話で法的助言を行います。人気が高く、無料のため待ちが出ることもあります。われわれのサービスはすべて無料です。チャットは若年層に特に人気で、若者が最も多く利用します。性被害を誰にも打ち明けていないケースからの相談がかなりあります。未成年で誰にも伝えていない場合は、警察に通報します。電話とチャットの受付時間は月～木の9：00～18：00、金曜は9：00～16：00です。ただし緊急通報窓口ではありません。緊急時は警察に連絡してほしいので、平日の営業時間で十分と考えています。以前は夜まで開けていましたが、夜間は利用が少なかったため、今の受付時間で対応できています。

地域オフィスは全国で20以上の拠点があります。各地域オフィスを通じて、警察での事情聴取や法廷での付添い支援者を手配できます。必要に応じて、付添い支援員とビデオでつないだ支援も行います。利用は職員の勤務時間内（例：8：00～16：00）のみで、必ず事前予約が必要です。予約は電話またはメールで受け付け、予約優先です。予約なしで対応することも稀にありますが、原則ではありません。各地域オフィスへ直接電話することもできます。電話番号は当団体サイトに掲載されています。ただし、地域の予定が詰まっているため、まずは代表窓口への連絡を推奨しています。

RIKU：アドボカシー活動について説明します。当団体は被害者関連の法改正に相応の影響力を持っています。省庁の作業部会に参加し、改正の検討段階から関わっています。現在は「女性に対する暴力対策に関するEU新指令」策定の作業部会にも参画中です。意見書を提出し、制度改正が被害者にとって何を意味するかを政策担当者に説明します。実務家や学生向けの研修も多数行っています。警察との連携はとても重要です。各所で「RIKU インフォ」という説明会を開き、サービス内容を周知しています。被害者が支援を受ける権利は法律にありますが、現場で忘れられることもあり、警察でも徹底が途切れがちです。そのため、継続的

に周知することが欠かせません。国際連携として、EU 域内の被害者関連法制に関わって、欧州の被害者支援団体と協働しています。欧州委員会だけでなく欧州議会など EU 機関への働きかけも共同で行います。Victim Support Europe から、現在 EU で協議中のテーマに関する情報提供を受けています。それを踏まえ、国内の省庁・政策決定者への提言につなげます。

広報発信にも力を入れており、公式サイト (riku.fi) は英語でもほぼ同内容を掲載しています。ニュースレターの発行や SNS (Facebook、X など) も行っています。認知度も徐々に向上しています。認知度調査も実施しており、結果は良好です。

利用者の多くは友人などの紹介で来られます。警察との協働も良好で、日常業務レベルでも連携しています。当団体のパンフレットは警察署や裁判所にも置かれており、「RIKU」という名称は広く知られています。SNS は重要な発信手段と捉えており、短い紹介動画もオンラインで配信しています。

開発事業について。現在、継続的に取り組んでいる大きなプロジェクトが2つあります。一つ目は「平等性」に関する取り組みです。私たちのサービスを、フィンランドに住むすべての人に公平に届けるにはどうすればよいか、というテーマです。外国人、移民、異なる言語背景を持つ人々も対象に含まれます。性的マイノリティの中には、警察対応で嫌な経験をした人もいます。調査でも、多くのマイノリティが行政や警察への不信や恐れを抱いていることが示されています。マイノリティであるという立場自体が、支援を求めることへの心理的な壁になることもあります。だからこそ、行政ではない「敷居の低い団体」が存在することが非常に重要です。それが多くの被害者にとって大切な支えになります。

ウェブサイトには、性的マイノリティや障がい者などのための専用ページがあります。平等性には、職員やボランティアが多様な人々と適切に接する能力を持つことも含まれます。課題の一つは、職員の大多数が白人の中年女性であり、男性職員がほとんどいないことです。男性被害者にもっとアクセスしたいと考え、これは望ましい状況ではありません。緊急時対応力を高めるための体制整備にも取り組んでいます。

EU 資金によるプロジェクトもいくつか進行中です。現在、「Invictus プロジェクト」で専門職向け AI ツール (TKI ツール) の開発を進めています。普段被害者と接する機会の少ない専門職が、AI を活用して被害者のニーズを判断できるようにするものです。

RIKU：「犯罪被害者の道のり (Crime victim's path)」について話します。まず、フィンランドの法律では、被害者を支援機関へ案内する義務が警察にはあります。この義務は特定の場合、すなわち①特別な保護が必要、②犯罪の性質上、③被害者の個人的事情—のいずれかに該当する場合です。これらの条件のいずれかを満たす (例：重大犯罪) 場合、警察は「支援機関へ連絡先を渡してよいか」を被害者に確認し、同意があれば情報提供します。現在、警察経由の紹介は年間 6,000 件超に上ります。司法省は RIKU に「公的サービス提供義務」を付与しており、当団体が全国のサービス提供を担います。この枠組みは 10 年間、有効期限は 2027 年末までです。

資金の一部は「犯罪被害者賦課金 (rikosuhrimaksu)」で賄われます。加害者が一定額を納

付します。これは罰金とは別個の行政的賦課金です。その犯罪が「懲役（禁錮）刑が科し得る犯罪」に該当すれば、実際に懲役が科されなくても腑課金が課されます。現行額は犯罪類型に応じて40ユーロまたは80ユーロです。徴収した資金は被害者支援サービスに限定して充当されます。この仕組みは欧州の多くの国で採用されています。国からの補助金は約500万ユーロです。

RIKU（リーナ＝カイサ・オーベルさん）：このような形で資金の一部が入るのは良いことであり、資金提供している国家の動機付けにもなっています。

一般の人々は、犯罪被害者がどのようなことを経験し、直面するのか知りません。たとえば「あなたの被害届はどうなっていますか？」というようなことや、弁護士を頼めるかどうかといったことです。私たちの基本的な考えは、当然ながら人は精神的な支援を受けるべきだということです。多くの場合、人々は、その手続きの中で何が起こるのかを説明されることでとても安心します。そして、犯罪被害者が関わらなければならないさまざまな当局や関係者を考えると、その数は大変多いのです。一般の人は、すべての用語や概念を知っているわけではありません。自分の状況を把握できるようにするためには、次に何が起こるのかについて私たちから支援と助言を受けることが非常に重要です。

私たちは、あらゆる段階で支援を行っています。まず被害届の提出から始まります。時には、特に外国人にとっては言語の問題があり、警察が被害届を受け付けなかったり、通訳を手配しなかったりすることもあります。その場合、当協会の支援員が警察署に同行することがあります。それから、接近禁止命令の申請を手伝います。現在のフィンランドでは、法改正後、接近禁止命令の申請に関して無料の法的支援を受けることができます。今は少し支援の範囲が狭まりましたが、警察署などでも引き続き支援を行っています。支援員は警察の事情聴取にも同行することができます。支援員はもちろん聴取そのものに関与するわけではなく、精神的な支えとして同席します。時には、ティッシュを渡したり、休憩を提案したりすることもあります。必要であれば弁護士を探す支援も行います。多くの利用者は、それが高額になるのではないかと心配しますので、犯罪被害者がどのような状況で無料の法的援助を受けられるのかについて助言します。たとえば多くの人が法的保険付きの住宅保険に加入しており、費用をカバーします。また、重大犯罪の場合には、国家が費用を負担します。たとえば、レイプやDVの場合などでは、国家が弁護士に直接支払います。また、低所得者の場合には、無料の法的支援を受けることができます。支援員が弁護士との面談にも同行します。そして次に、起訴判断の段階に進みます。その結果、起訴または不起訴のいずれかの決定が下されます。検察官が起訴しない場合、利用者にはその理由について多くの説明が必要です。「なぜ裁判にならないのか？」という疑問もあります。支援員は、調停の場にも同席することがあります。

RIKU：その後、裁判に進みます。裁判に向けて、私たちは利用者の準備を支援します。時には、事前に裁判所を訪れて、その雰囲気を確認することもあります。支援員は裁判の場でも

精神的な支えとして同席します。その後、損害賠償の申請についても支援します。賠償請求に関しては、通常、専任の弁護士を利用することを勧めています。私たちには公的サービス提供義務がありますので、各段階での支援と助言が、業務の中で最も大きな部分を占めています。通訳者は外部から来ます。

視察団：ボランティアとの契約はどのような形になりますか？

RIKU：ボランティアは活動を始める前に、遵守義務に署名して活動に関わります。

視察団：通訳料の負担はどのようになっていますか？ 通訳者の育成はどのように行っていますか？

RIKU：被害者が常に通訳料を支払うわけではありません。刑事手続の場では国家が負担します。しかし、私たちのオフィスに支援を求めて来る場合は、私たちが通訳費を負担します。警察や裁判所にいる場合は国家が支払います。通訳者が刑事手続の難しい専門用語を十分に理解していないという問題が、かなりあります。供述内容が食い違くと、信頼性が損なわれます。フィンランドでは、すべての聴取が録音されているわけではありません。私たちには司法通訳者の養成制度があります。

警察には、被害者が事件の詳細を逐一語るべきではないことを伝えることが重要です。私たちは被害者の不安に耳を傾け、刑事手続の各段階に備えられるよう支援します。フィンランドでは刑事手続がとても長期化しますが、それは被害者が長期間にわたり多くの支援と忍耐を必要とすることを意味します。例えばセラピーなどに導くことも非常に重要です。

視察団：財産犯の被害者の場合はどのような支援がありますか？

RIKU：フィンランドには債務整理制度があり、また、オンライン詐欺の被害に遭った場合は銀行に連絡することもできます。

視察団：心理的支援を提供する体制はどのようになっていますか？

RIKU：RIKUには自前の心理士や精神科医はいません。ですので他機関へつなぎます。ただ、公的・自治体のサービスは利用しづらく、敷居が高いのが実情です。場合によっては産業保健のサービスや、団体が提供する危機対応サービスを活用します。もちろん、重大事件の場合には当直（緊急）サービスが利用できます。

視察団：ボランティアの選考はどのようにおこなっていますか？

RIKU：選考は三段階で、慎重に選びます。高度で責任が大きいからです。基礎研修は約 50 時間、その後実地研修が 6 か月です。ボランティアは定期ミーティングに参加し、継続研修も受けます。基礎講座では、トラウマ的危機、刑事手続、被害者への長期的影響など多くを扱います。

ボランティア活動には明確な範囲があります。例えば、利用者の受け付けは常に有給職員が行います。支援開始と終了は必ず取り決め、通常は刑事手続の終了までに支援も終了します。ボランティアはファーストネームのみを名乗り、姓は明かしません。安全面は配慮しています。

視察団：人身取引被害者の対応について教えてください。

RIKU：人身取引被害者は、しばしば外国人で、言語や制度に不慣れで、依存関係や脆弱性を抱えることがあります。目的は、被害者が警察への被害届を出し、手続に進めるようにすることです。この被害者群にはより長期かつ多層的な支援・アフターケアが必要なため、専用サービスを設けています。人身取引は、労働搾取や性搾取など多様です。《強制（債務拘束等）》が伴う場合があります。

視察団：テロなどの緊急事案についてはどのように対応していますか。

RIKU：テロなどの暴力事案や大規模情報流出の際には、短時間で多数を支援する必要があります。職員・ボランティアを招集するアラート体制があり、とりわけ電話・チャットに人員を投入します。

視察団：EU 法、イスタンブール条約について教えてください。

RIKU：EU 法はフィンランドの被害者支援制度に大きな影響を与えてきました。EU 加盟国には実施義務がありますが、各国の国内実装には差異が生じ得ます。中核は被害者の権利に関する EU 指令 (Victims' Rights Directive) で、すべての被害者に支援への権利を保障します。フィンランドでは 2016 年に実施されました。欧州評議会のイスタンブール条約 (EU 指令ではなく人権条約) は、女性に対する暴力・DV の対策を目的とし、フィンランドは 2015 年に批准しました。すべての被害者に関わる中核は、被害者権利指令とイスタンブール条約です。被害者権利指令の要点は、特定の被害者群に限らず「すべての被害者」を対象とする点です。具体的には、刑事手続に関する支援・助言・情報提供、専門サービスへの誘導、精神的支援、実務的・経済的課題への支援、安全面の支援です。目標は、EU 各国で同様のサービスが整うことですが、現状は未整備の国も多く、発展途上です。

イスタンブール条約は重要で、たとえば十分な数のシェルター（避難所）や 24 時間のヘルプラインの設置を求めます。レイプやその他の性暴力被害者向けの支援センターもあります。

フィンランドでは大学病院内に併設されています。さらに、子どもの証人に対する支援・助言も行っています。EUを通じて、フィンランドそして欧州全体に、被害者支援に資する多くの良い変化をもたらされました。特に重要なのは、当局が被害者支援サービスと協働すること、例えば被害者の識別において協働することを求めている点です。私たちは当局が人身取引の被害者を識別する義務を果たすのを支援しているのです。

フィンランドで認知された人身取引被害者の相当部分は、実際には私たちを経由して警察につながっています。EUでは、女性に対する暴力およびDVに関する新しい指令ができました。イスタンブール条約に近い内容ですが、すべての加盟国が条約を批准しているわけではないため、EU法として同等の枠組みをもたらすものです。

先ほど触れた被害者権利指令ですが、現在改正に向けた交渉中です。バルナフモデルが義務化され、支援ニーズの評価も義務化されることを期待しています。

視察団：どのような人材を採用していますか？

RIKU：正規職員は公募で募り、社会福祉分野の学歴を有する人を求めます。大学院相当の学位があれば望ましいです。当然、守秘義務があり、それに沿って行動できなければなりません。ボランティア活動の経験があると大きな利点になります。

ボランティアに専門職としての経歴は求めません。まず大人として、自身の生活が安定していることが必要です。本人に被害経験がある場合は、その事柄を十分に処理済みであること、すでに乗り越え一定の時間が経過していることを重視します。場合によってはボランティア活動を終了してもらうこともあります。活動が精神的に重荷になる場合は、中止する方がよいのです。

視察団：ボランティアへの福利厚生などはありますか？

RIKU：ボランティアは保険に加入しています。裁判が始まる場合、支援担当者（同行支援者）が同席します。事前に個別面談も可能です。彼らは「専門的支援を受けるボランティア」と呼ばれます。グループディスカッションに参加する義務があります。

視察団：支援員の身分証明はどのようにおこなっていますか？

RIKU：写真入りの「RIKU 支援員カード」があり、それによって警察や裁判所で身分確認されます。支援員は裁判後もしばらく関わる場合があります。原則として、私たちの支援は刑事手続の期間に限られます。

視察団：支援員のケアはどのように行っているか教えてください。

RIKU：私たちはリフレッシュ活動も行っています。たとえば一緒に演劇を見たり食事に行ったりします。最も大事なものは、仲間とのつながりです。

すべてのボランティアが共同体を形成し、仲間として活動し友情を育みます。利用者からの感謝の声は非常に多く、人々は「誰かを助けたい」と強く感じています。それがとてもやりがいにつながります。もし否定的な意見があっても、チームで話し合います。被害者は精神的にかなり厳しい状況にあるため、感情的に反応すべきではありません。

ボランティア同士でも話し合い、否定的な声も普通のことだと理解しています。私たちの顧客満足度は非常に高く、とても良い評価をいただいています。ボランティアには多くの女性がいますが、職員と比べるとボランティアの男性比率は高いといえます。

基本業務の予算は約500万ユーロ、その他のプロジェクトで約50万ユーロ、合計で年間約550万ユーロです。フィンランドには、例えばリトリートなどのサービスもありますが、私たちは実施していません。資金対象外だからです。小規模団体が行うこともあります。需要ははるかに大きいです。

本日はありがとうございました。良い視察となりますことを願っています。